



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 土壌汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定（環境保全課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公表（税務課） 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 5

訓 令

- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） 5

告 示

沖縄県告示第463号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年第4回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成28年9月16日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第464号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定する形質変更時要届出区域 別紙図面のとおり（「別紙図面」は、省略し、平成28年9月9日から形質変更時要届出区域の指定が解除される日まで沖縄県環境部環境保全課において縦覧に供する。）
- 2 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

沖縄県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 9月 9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
いは薬局	うるま市石川字伊波428番地 5	平成28年 7月 1日
あかみち薬局	宜野湾市上原一丁目 1 番 6 号	平成28年 7月 1日
オリーブ薬局西里店	宮古島市平良字西里143番地 1 F	平成28年 7月 1日

沖縄県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 9月 9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
多幸会訪問看護ステーション	宮古島市平良字下里851番地 9 1階	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里851番地 9 1階	平成28年 8月 1日

沖縄県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 9月 9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ふく薬局具志川店	うるま市字江洲464番地 1	平成28年 2月 15日
いは薬局	うるま市石川伊波428番地 5	平成28年 7月 1日
南部訪問診療所	豊見城市字宜保189番地18コンフォート美ら101号	平成28年 7月 31日

沖縄県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 9月 9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字漢那港原1623番 1、1646番 1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

沖縄県告示第469号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成28年10月24日から平成29年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第470号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成28年10月24日から平成29年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

と。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第471号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 平成28年10月24日から平成29年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務システム自動車OSS対応業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年6月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 99,613,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年10月21日まで縦覧に供する。

平成28年9月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人那覇西地域交流ネットワーク
- 3 代表者の氏名 吉川盛之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市若狭3丁目4番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、那覇市民に対して、保健医療福祉の増進事業、環境美化推進事業、地域の安全・安心を守る事業を行うことを通じて、市民が、生涯安心して快適に生活できるような安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

訓 令

沖縄県訓令第46号

沖縄県企業局訓令第8号

沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県教育委員会教育長訓令第10号

庁	内	一	般
企	業	局	局
病	院	事	業
教	育	局	庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月9日

沖 縄 県 知 事	翁	長	雄 志
沖 縄 県 企 業 局 長	町	田	優
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	伊	江	朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平	敷	昭 人

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

知事公室基地対策課長
知事公室防災危機管理課長
総務部管財課長
企画部企画調整課長
企画部交通政策課長
企画部地域・離島課長
環境部環境保全課長
環境部自然保護課長
農林水産部農政経済課長
農林水産部森林管理課長
商工労働部産業政策課長
商工労働部企業立地推進課長
文化観光スポーツ部観光政策課長
土木建築部道路街路課長
土木建築部河川課長
土木建築部海岸防災課長
土木建築部都市計画・モノレール課長
企業局総務企画課長
教育庁文化財課長

附 則

この訓令は、平成28年9月9日から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
--	--